

令和5年第7回羽幌町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和5年10月13日（金曜日） 午後 2時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第42号 羽幌町営焼尻めん羊牧場の設置及び管理に関する条例を廃止する
条例
- 第 5 議案第43号 財産の無償貸付について
- 第 6 議案第44号 財産の無償譲渡について
- 第 7 議案第45号 財産の減額譲渡について

○出席議員（11名）

1番 佐藤 満 君	2番 金 木 直 文 君
3番 阿 部 和 也 君	4番 逢 坂 照 雄 君
5番 村 上 雄 也 君	6番 小 寺 光 一 君
7番 磯 野 直 君	8番 舟 見 俊 明 君
9番 工 藤 正 幸 君	10番 平 山 美知子 君
11番 村 田 定 人 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	森 淳 君
副 町 長	三 浦 義 之 君
教 育 長	濱 野 孝 君
監 査 委 員	熊 木 良 美 君
会 計 管 理 者	豊 島 明 彦 君
地 域 振 興 課 長	清 水 聡 志 君
財 務 課 長	大 平 良 治 君
農 林 水 産 課 長	伊 藤 雅 紀 君
農 林 水 産 課 主 幹	杉 野 浩 君
農 林 水 産 課 農 政 係 長	富 樫 潤 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	渡 辺 博 樹 君
総務係長	嶋 元 貴 史 君
書 記	逢 坂 信 吾 君
書 記	佐 藤 諒 輔 君

◎開会の宣告

○議長（村田定人君） ただいまから令和5年第7回羽幌町議会臨時会を開会します。

（午後 2時00分）

◎町長挨拶

○議長（村田定人君） 町長から議会招集挨拶の申出がありますので、これを許します。
町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 令和5年第7回羽幌町議会臨時会の招集に当たりまして、議員の皆様には、何かとご多忙のところご出席を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

さて、本臨時会に提案しております案件は条例案1件、財産の無償貸付等の3件、計4件であります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（村田定人君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村田定人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

2番 金 木 直 文 君 3番 阿 部 和 也 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（村田定人君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（村田定人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第42号～議案第45号

○議長（村田定人君） 日程第4、議案第42号 羽幌町営焼尻めん羊牧場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例、日程第5、議案第43号、財産の無償貸付について、日程第6、議案第44号 財産の無償譲渡について、日程第7、議案第45号 財産の減額譲渡について、以上4件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） ただいま上程されました議案第42号から第45号までの4件につきまして関連がございますので、一括して提案理由とその内容をご説明申し上げます。

初めに、今回4件の議案を提出するに至りました事由につきましてご説明させていただきます。

別途お配りしております議案説明資料、議案第42号から第45号と記載されているものを御覧ください。1ページの1、提案に至る事由（各議案共通事項）として記載しておりますが、昭和37年から約60年間にわたり継続しておりました焼尻めん羊牧場については、飼育員が不在となることから閉鎖するべく羊の譲渡先を探しておりましたが、そのような中、民間事業者から牧場施設を引き受け、自己資本により継続して運営したいとの申出がありました。町といたしましては、施設の有効活用が図られ、町営牧場と同様な運営として牧場が存続することにより、引き続き焼尻島を含めた本町における観光振興等に寄与できること、また本町1次産品の販路拡大を含め、その他産業に係る地域経済への波及効果についても期待ができるものと判断し、これからご説明させていただく事業者に牧場事業を継承しようとする事によるものであり、その必要となる議案について提出させていただくものであります。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

議案を御覧ください。初めに、議案第42号 羽幌町営焼尻めん羊牧場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例につきましてご説明申し上げます。

令和5年10月13日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。羽幌町営焼尻めん羊牧場を閉鎖するため、廃止しようとするものであります。

それでは、条文を朗読いたします。羽幌町営焼尻めん羊牧場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

羽幌町営焼尻めん羊牧場の設置及び管理に関する条例（平成19年羽幌町条例第3号）

は、廃止する。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で議案第42号を終わります。

次に、議案第43号 財産の無償貸付についてにつきましてご説明申し上げます。

次の財産を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年10月13日提出、羽幌町長。

貸付けの内容であります。議案説明資料によりご説明させていただきますので、そちらを御覧ください。1ページの2、財産の無償貸付けについてと記載しておりますが、

(1)、貸し付ける財産であります。①、種別といたしまして公有財産（不動産）であります。②、物件名といたしまして、ア、土地として所在は羽幌町大字焼尻字白浜80番地ほか計211筆、面積は103.42ヘクタールのうち草地として80.4ヘクタール、建物等に係る用地として4,920.28平方メートルであります。

イ、建物等として、所在は羽幌町大字焼尻字白浜256番地、用途等は看視舎、育成施設、機械庫、乾草舎、パドック、堆肥盤の計6件であります。

(2)、貸付けの相手方ではありますが、羽幌町大字焼尻字白浜256番地、株式会社焼尻めん羊牧場代表取締役、東郷啓祐であります。

(3)、貸付けの期間ではありますが、契約締結日から令和6年3月31日までとしております。なお、貸付期間の満了する二月前までに相手方から特段の意思表示がない場合は1年更新するものとし、更新した年度以降についても貸付期間の満了する六月前までに特段の意思表示がない場合はさらに1年更新し、以降も同様とするものであります。

(4)、貸付けの主な条件ではありますが、①、貸し付ける財産は家畜を飼養するために使用することとしております。②、貸し付ける財産を使用するに当たっては、関係法令等の定めるところに従うほか、町の指示する事項を遵守することとしております。③、貸し付けた財産の修繕費用は、その規模の大小にかかわらず借受け者が負担することとしております。④、貸し付けた財産の内容を変更しようとするときは、町の承認を受けることとしております。⑤、契約に定める義務違反があった場合等は、町は契約を解除することができることとしております。

(5)、無償とする理由ではありますが、羽幌町営焼尻めん羊牧場を閉鎖し、民間事業者が牧場事業を継承するに当たり、土地及び建物等を無償で貸し付けることにより牧場事業継承後の運営を円滑かつ安定的に進めてもらい、焼尻島を含めた本町の地域産業の活性化を図るものであります。

また、参考資料といたしまして、公有財産無償貸付契約書（案）を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

以上で議案第43号を終わります。

次に、議案第44号 財産の無償譲渡についてにつきましてご説明申し上げます。

次の財産を無償で譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年10月13日提出、羽幌町長。

譲渡の内容であります。議案説明資料によりご説明させていただきますので、そちらを御覧ください。2ページの3、財産の無償譲渡についてと記載しておりますが、(1)、譲渡する財産であります。①、種別といたしましては、物品(備品)であります。②、品名等といたしまして、軽自動車、トラクター、リフト付トラックほか計52件であります。

(2)、譲渡の相手方ではありますが、羽幌町大字焼尻字白浜256番地、株式会社焼尻めん羊牧場代表取締役、東郷啓祐であります。

(3)、譲渡の主な条件ではありますが、①、譲渡する財産は、原則旧焼尻めん羊牧場施設において家畜を飼養するために使用することとしております。②、譲渡した財産に係る全ての費用は、譲受け者が負担することとしております。

(4)、無償とする理由ではありますが、羽幌町営焼尻めん羊牧場を閉鎖し、民間事業者が牧場事業を継承するに当たり、物品、備品を無償で譲渡することにより、牧場事業継承後の運営を円滑かつ安定的に進めてもらい、焼尻島を含めた本町の地域産業の活性化を図るものであります。

また、参考資料といたしまして、公有物品無償譲渡契約書(案)を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

以上で議案第44号を終わります。

次に、議案第45号 財産の減額譲渡についてにつきましてご説明申し上げます。

次の財産を減額して譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年10月13日提出、羽幌町長。

譲渡の内容であります。議案説明資料によりご説明させていただきますので、そちらを御覧ください。2ページの4、財産の減額譲渡についてと記載しておりますが、(1)、譲渡する財産であります。①、種別といたしましては、物品(動物)であります。②、畜種といたしまして、めん羊(サフォーク種)。③、頭数は147頭を予定しており、その内訳は表に記載のとおりであります。なお、契約を締結するまでに羊の死亡等が確認できた場合は、頭数は変更となりますことをあらかじめご了承願います。④、譲渡金額といたしまして100万円としております。

(2)、譲渡の相手方ではありますが、羽幌町大字焼尻字白浜256番地、株式会社焼尻めん羊牧場代表取締役、東郷啓祐であります。

(3)、譲渡の主な条件ではありますが、①、譲渡する財産は、原則旧焼尻めん羊牧場施設において活用し、飼養することとしております。②、譲渡した財産に係る全ての費用は、譲受け者が負担することとしております。

(4)、減額とする理由であります。羽幌町営焼尻めん羊牧場を閉鎖し、民間事業者が牧場事業を継承するに当たり、めん羊の価格を減額して譲渡することにより、牧場事業継承後の運営を円滑かつ安定的に進めてもらい、焼尻島を含めた本町の地域産業の活性化を図るものであります。

また、参考資料といたしまして、契約書(案)を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

以上で議案第45号を終わります。

また、議案説明資料の中、5、牧場閉鎖及び契約締結日として記載しておりますが、現状におきましては、町営牧場としての閉鎖及び各種契約の締結は令和5年10月23日を予定しております。

なお、国庫補助金により取得した建物につきまして、現在財産処分の手続を進めているところであります。仮に契約の締結までにその手続が完了しないとなった場合には、その建物を除いた中で契約を締結し、その上で牧場事業は継承することとし、その後財産処分の手続が完了いたしましたら、その除いた建物を追加する内容として変更契約を締結し、全ての公有財産を貸し付けることといたします。そのようなことから、契約の締結までに財産処分の手続が完了とならない建物がある場合には、議案第43号参考資料として添付しております公有財産無償貸付契約書(案)の内容が一部変更となりますことをあらかじめご承知おき願います。

また、この場合には、町営牧場としての閉鎖につきましては、財産処分が完了した後に、行う変更契約の締結に合わせ閉鎖することといたしますので、併せてご承知おき願います。

また、資料には記載しておりませんが、議案第42号として提案させていただいております羽幌町営焼尻めん羊牧場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の公布につきましては、ただいまご説明させていただきました10月23日に予定する各種契約の締結までに行い、公の施設としての位置づけを外すことといたしますことを申し添えさせていただきます。

以上、議案第42号から議案第45号までのご説明でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村田定人君) これから議案第42号 羽幌町営焼尻めん羊牧場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について質疑を行います。

3番、阿部和也君。

○3番(阿部和也君) それでは、私から質問させていただきます。

今回条例が廃止されるということで、今まで直営でやっていた部分、また指定管理の部分で町が関わっていたのが全て民間のほうに引き渡すというか、ようになりすけれども、今後町として牧場の経営に関しては口出すことは当然できなくなると思っておりますけれども、どういった位置づけで見守るというか、見ていくのか、焼尻めん羊牧場直営時代、指定管理時代、本当に何となくその位置づけ的にすごく曖昧な部分があったのかなと思っております。

れども、その辺どういったふうにしていくのか、お聞きしたいなと思います。

○議長（村田定人君） 農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） お答えいたします。

これからのこの会社が経営するに当たってのその牧場としての位置づけということではありますが、町営でこれまで運営してきた部分につきまして畜産振興を含め、側面としては焼尻島における観光振興、離島振興の事業としては大きなウエートも占めていたのではないかというふうには考えています。今後の部分につきましては、会社自体民間ということで、そちらについては経営はもちろん任すことになると思うのですが、私どもとしてはこれまでの牧場施設を継承していただけるということでもありますので、引き続き本町の離島振興、焼尻島の振興、併せて町の振興にとっても重要な施設というか、そういう位置づけになるのかなというふうには考えております。

○議長（村田定人君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 分かりました。やはり条例、民間の企業に渡すことによって全く町もタッチはなかなかもうできなくなるのかなというか、その経営の部分に関しては難しいとは思いますが、ただ先ほど課長からありました提案に至る事由の中でもありましたけれども、本当に引き渡すことによって1次製品の販路開拓という部分には、もしかしたら今まで以上に期待できる場所はあるのかなとも僕自身思っています。

ただ、観光振興という部分に限っては、経営する企業は観光事業者ではないですから、その辺はどういった形で今後話をしていくのか分かりませんが、やはり例えば今まではパンフレットにもそういっためん羊等も載せていましたけれども、そういった部分も簡単にできるのかどうなのかという部分も当然民間事業者だから、いや、載せないでくれとなったらそれまででしょうし、そういった部分もうまく本当に必要なところとしていい関係を築きながらぜひとも引き渡していただきたいと思いますので、その辺もし何かあればよろしく願いいたします。

○議長（村田定人君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時22分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） お答えいたします。

民間事業者ということで、町の観光協会等を含めてのそういうPRの中でどういう扱いになっていくかというところら辺だとは思いますが、基本的にこの会社の方、代表となられる方から町に申出があった中では、やはりその島に牧場を残さなければならぬというような、ある意味強い思いでのところでのスタートであります。それらも含めて

観光事業、あとはこれまで行ってきている島での肉を提供するというところら辺を踏まえて今回こういう形になっておりますので、その辺が、最終的に今載せていいですかとかというような確認を取っているわけではありませんが、そういう思いの中でこの事業を引き継いでいきたいということでもありますので、町のそういう姿勢に対してはもちろん協力していただけるというふうには考えております。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 基本的には今課長がおっしゃったとおりなのですけれども、課をまたいで今後ともいろんな形の中で発展していきたいというのは経営者も思っているようでもありますので、現段階ではやはり民間企業でそれをうまく牧場を運営していただきたいということで契約を結ぶわけですが、一旦羽幌の企業になった場合には当然羽幌町にも企業振興促進事業補助制度いろいろあります。現在当てはまるものがあるかなということでもかなり疑問な部分があるのですが、今ある制度の中でもやはり協力するものは協力しながら維持、発展に対して町としてもある程度の協力をしながら育成していきたいという、原則そういう思いでいますので、ご理解していただきたいと思います。

○議長（村田定人君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 今の町長のほうからも、実は自分が一番心配していたそういった畜産業に対しての補助制度等もないということで、せっかくこういった強い思いで来てくれるというのは、やはり何らかの形で、ちょっと質問のあれからずれてしまって申し訳ないのですけれども、令和9年度ぐらいには羊舎建て替えとかと公共施設マネジメントとかにも載っていました。それはもう外れてしまいますけれども、そういったところでやはり企業のほうとしても負担等が出てくると思いますので、できる限り支援をしていながら本当にいい関係を築いて、畜産業の部分、また観光の部分で築いていっていただきたいと思いますので、お願いいたします。

答弁はよろしいです。

○議長（村田定人君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 今日提案された資料の中には特段触れられてはいないと思うのですが、焼尻めん羊の毎年1回ぐらいは毛を刈っていると思うのですが、その刈った後の毛、長年町内のあるサークルではその毛糸を紡いで帽子などの製品にもしておりますし、近年では生まれたばかりの新生児への布団のプレゼントというようなものにも使われておりますが、この民間の事業者になった後は例えば毛の処理といいますか、引き続き無償で譲っていただけるものなのかどうか、その辺も既に話が出ているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） めん羊の毛の主なというか、利用先は綿羊工房のほうで、事業としては今現段階では福祉課が担当しております。また、今後については前段の一般質問等で私が答えたように、いわゆる町の文化的事業としての役割を担っていただきたいという

思いがありますので、本来で言うと教育委員会もこれから絡んでくるということです。今回出席要請の中にそれが入っておりませんので、その1点だけ私のほうからお答えさせていただきますが、基本的には新しい会社のほうでも、その羊毛の提供についてはやりたいという返事をいただいていますので、相手にもその旨を既に伝えてありますので、今後とも、ただ具体的なものというのは、相手も未経験ですから、協力しながら進めていくような格好になると思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（村田定人君） 1番、佐藤満君。

○1番（佐藤 満君） 前に言っていた、いわゆる焼尻で働く人材について、あっち側のほうでは夫婦なり、そういう形で使いたいという形で、その人材の件についてはどのようになっているのか。また、決まっていなければ町はある程度その間やっぱりお手伝いをして今までのとおりやっていく考え方を続けていくのか、その辺の期間とか、そういうものというのは何か話し合いとかはあったのでしょうか。また、人なんかは決まったのでしょうか。

○議長（村田定人君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時28分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） お答えいたします。

牧場で働かれる人材ということで、町営からも含めて一番重要であるというふうには私どもも思っております。継承するに当たりまして、その辺の話はいろいろと詰めさせてはいただいております。民間事業者のほうでも今現在いろいろな方にお声かけをして、できる限り早い段階で人材を確保できるように進めているというふうには聞いておりますので、その確保されるまでの間は会社の方、代表の方とそれに関係するような方で人材が確保できるまでは運営されていくというふうには聞いておりますので、ただいづれにしても早い段階で確保していただけるようには、町としてもできる限りのお願いという部分はこれまでもしていますし、何とか今後もしていただきたいなというふうには考えております。

○議長（村田定人君） 1番、佐藤満君。

○1番（佐藤 満君） それでは、そうしたら譲渡した以降はそちら側がある程度人材が決まらなくても、いわゆる社長なり誰々が来て、一応その羊の飼育なりをやるということの考え方でよろしいのですね。また、町からは前から言っているアドバイスのようなものがあった場合は町もいわゆるお手伝いをするというような形でよろしいのでしょうか。

○議長（村田定人君） 農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） お答えいたします。

もちろん町から契約するまでの間につきましては町の管理ということで、これまでと同じような形で町の職員、あとは支所の協力も得ながら管理していくということになります。契約後につきましては、経営には一切携わらないということでスタートしていきますので、基本的には代表の方、もしくはその関係する方で一定期間の間は多分されるのかなとは思っています。

あと、町の職員のサポートということにつきましては、通常の飼育に関してお手伝いに行くということは今後は出てこないかと思うのですけれども、ただやっぱりポイント、ポイントにおきましては、それぞれのイベントごとというか、出産ですとか、出荷ですとか、これからですと駆虫という部分が年内には行われる予定でありますので、そういった部分につきましては町の職員も行ってこういう形でやっていたとか、そういう部分も含めまして協力はしていきたいというふうには考えております。

○議長（村田定人君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号 羽幌町営焼尻めん羊牧場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 財産の無償貸付について質疑を行います。

4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） 議案第43号の参考資料の中に契約書（案）ということで、その中の第10条なのですが、貸付物件の維持保全義務ということで、第2項の中に第三者に損害を与えた場合に株式会社が当然その責を負うというのは分かるのですが、甲が乙に代わって賠償の責めを果たした場合という1項があるのです、文言が。この町が代わりに責を負うという部分、代わって賠償するというのかな、何ていうのかな、そういう想定というのはどのような想定を考えているのかなというふうに。

○議長（村田定人君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時36分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） お答えいたします。

基本的に契約書に記載してあるとおり、天災も含めて第三者にそういう損害を与えた場合につきましては、原則相手方である株式会社焼尻めん羊牧場さんのほうに行っていただくというのはもちろん大原則ではありますが、そうとは言っても相手方がそういう部分でもし対応しなかった場合が発生したときには、一旦町としては町の建物でのという部分も含めて町としてそういう損害を受けた方に対しては補償は必要があるだろうと。ただ、町が代わって補償したとしても、その費用等につきましては原則相手方である焼尻めん羊牧場さんが負担する部分でありますので、そこについては最終的にはその補償した費用について求めるということで、あってはならない部分であるとは思いますが、相手方、民間の事業者さんが補償しないというふうなことが万が一あったときに、その損害を受けた方に対して何とかしなければならないという部分も含めての条項ということであるということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（村田定人君） 4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） 第三者ということは、要するに会社の人でなくて、例えば例に挙げると島民の方を想定しているということで、そういうことでいいですか。

○議長（村田定人君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時38分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） お答えいたします。

そうです。議員おっしゃるとおり会社の方ではなくて島民の方、あとは観光で来られた方等を含めてそういう方を想定しております。

○議長（村田定人君） 4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） 分かりました。

それでは、もう一件、第14条の関係の原状回復義務というのがあるのですが、この14条の本件の物件を原状に回復して、例えば倒産なりなんかして自分でやめたい場合に原状回復をします。これ原状回復ということは、貸し付けたものを原状回復するという意味合いに取れるのですが、どこまで貸し付けた、今貸し付ける部分の原状回復というのは、例えば土地だけだとか、要は建物とか、いろんなものを貸し付けますよね、無償で。どこの部分まで原状回復を求めているのか、ちょっと参考までに教えていただけ

ないですか。

○議長（村田定人君） 農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） お答えいたします。

基本的には、貸し付けたもの全てを対象としております。

○議長（村田定人君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号 財産の無償貸付については原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 財産の無償譲渡について質疑を行います。

7番、磯野直君。

○7番（磯野 直君） この機械設備等の無償譲渡についてですけれども、いわゆる現状のまま譲渡するというので理解はしていたのですけれども、9月の委員会において機械設備、車両及び施設に係る修繕等については、継承前における機械設備、車両及び施設に係る修繕等は必要な範囲において町が行うものということがあったのですけれども、これは先ほど一応10月23日をもって契約するという事は、そこまではこれらの修繕及びそれらのものが済むという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（村田定人君） 農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） お答えいたします。

基本的には引渡し前に直したいもの、町として直してあげることがいいだろうという部分については今も行っておりますし、原則その前に全て修繕等が終わればいいのかなどは思っておりますが、物によっては間に合わないものがあるかなとは思っています。ただ、こちらにつきましては、契約書（案）のほうで第6条ということで引渡しの条項の中で記載しておりますが、甲による修繕等のため前段の期日に引渡しできない物品については、修繕が完了した後に引き渡すこととするという条項を設けておりますので、必ずしも契約日までに全てが終わらなくても修繕等が完了した時点で相手方に引き渡せるということで進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（村田定人君） 7番、磯野直君。

○7番（磯野 直君） もう一点ですが、その中に、総務産業常任委員会の中の説明資料の中に機械設備の更新が含まれていまして、トラックと、それからディスクモアですか、

これが地方債の借入れになっているのですけれども、これは無償譲渡した後も地方債の返済ということは当然町がやるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（村田定人君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

地方債の償還につきましては、今議員おっしゃられたとおり町のほうで返済はしておきます。

○議長（村田定人君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号 財産の無償譲渡については原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 財産の減額譲渡について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号 財産の減額譲渡については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（村田定人君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、令和5年第7回羽幌町議会臨時会を閉会します。

（午後 2時43分）